

**公共施設照明LED化業務委託(債務負担行為)  
募集要領等への質問回答**

	質問	回答	回答公表日
1	<p><b>監理技術者について</b> 本件では監理技術者を「選任」することとありますが、これは「専任」ではないという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>・仕様書7ページ[7]－②の監理技術者とは、建設業法第26条第2項及び第3項に規定されるもので、「専任の監理技術者」を配置すること。 ・なお、仕様書の該当箇所を一部修正し、【仕様書(R8.4.16版)】として松山市HPで公表する。</p>	R8.4.16
2	<p><b>監理技術者について</b> 仮に「専任」であったとした場合、製品の納期が掛かるなどの理由で現場作業が実質的に停止している間は「専任」を外せますか。</p>	<p>・監理技術者は「専任」とする。 ・ただし、「監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1日国総建第316号)」で専任を要しない期間については、協議に応じる。</p>	R8.4.16
3	<p><b>監理技術者について</b> 仮に「専任」であったとした場合、「専任」の者を交代しても良いでしょうか。</p>	<p>・(別紙3)評価基準書[1]－②のとおり、技術者の配置計画を含め、業務執行体制は評価の対象となるものである。 ・そのため、監理技術者をはじめ、プロポーザルで提案のあった配置予定技術者の交代は原則として認めない。 ・ただし、監理技術者の「交代」については、「監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1日国総建第316号)」に基づき、協議に応じる。</p>	R8.4.16
4	<p><b>監理技術者について</b> 仮に「専任」であったとした場合、他の工事との兼任をしても宜しいでしょうか。</p>	<p>・監理技術者が他の請負工事と兼任することは認められない。 ・なお、(参考資料ア)契約書案4ページ第12条第3項については、本件の複数の工事現場の兼務を認めることを指すものであったが、誤解を招く恐れがあることから、当該条項を削除修正し、【契約書案(R8.4.16版)】として松山市HPで公表する。</p>	R8.4.16

**公共施設照明LED化業務委託(債務負担行為)  
募集要領等への質問回答**

	質問	回答	回答公表日
5	<p><b>監理技術者について</b> 仕様書に言う「監理技術者」とは建設業法上の有資格者のことでしょうか。それとも「業務責任者」「実務主任者」と同じく本件独自の用語でしょうか。</p>	<p>・回答No.1を参照のこと。 ・なお、仕様書の該当箇所を一部修正し、【仕様書(R8.4.16版)】として松山市HPで公表する。</p>	R8.4.16
6	<p><b>監理技術者について</b> 「監理技術者」はグループに1名でよろしいでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおり。 ・ただし、2名以上の配置の提案を妨げるものではない。</p>	R8.4.16
7	<p><b>提案限度価格について</b> 提案上限額について令和9～令和12年度の各々の提案限度額をお示し下さい。</p>	<p>・令和9～12年度までの年度ごとの提案限度価格はない。</p>	R8.4.20
8	<p><b>提案書等(副本)の作成要領について</b> 提案書は、「事業者名や社章等参加が特定できないように加工する」とありますが、市内企業の活用を表明する為、市内企業からの関心表明書を提案書に添付する事は可能でしょうか。</p>	<p>・参加する事業者名そのものを記述したものではないため、市内企業からの関心表明書を提案書に添付することは可能とする。</p>	R8.4.20

**公共施設照明LED化業務委託(債務負担行為)  
募集要領等への質問回答**

	質問	回答	回答公表日
9	業務の内容(設計)について	後日回答	
10	<p>業務の内容(設計)について</p> <p>「資材置き場について、事前に施設担当者と協議のする」と記載が御座いますが、空き部屋等をお借りして施設内に収納できる場合は、無償借用できる認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおり。</p>	R8.4.20
11	<p>業務の内容(施工)について</p> <p>「ポール照明やガーデンライトの更新にあたっては、ポールの劣化状態を確認し、市に報告する事」と記載が御座いますが、目視による状態確認という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおり。</p> <p>・なお、地際の目視等も含む。</p>	R8.4.20
12	<p>業務の内容(施工)について</p> <p>絶縁測定の結果、測定値が不良とした場合、既設の配線劣化と判断した場合、貴市負担にて改修ということよろしいでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおり。</p>	R8.4.20

**公共施設照明LED化業務委託(債務負担行為)  
募集要領等への質問回答**

	質問	回答	回答公表日
13	<b>業務の内容(施工)について</b> 対象施設において石棉含有の調査は行われているでしょうか。調査済であればご教示をお願いします。	・対象施設におけるアスベスト含有については、仕様書3ページ③-(セ)のとおり、受託者が事前調査を行うこと。	R8.4.20
14	<b>業務の内容(施工)について</b> 簡易に移動が出来ない什器があった場合の移動費用は、協議と考えてよろしいでしょうか。	・お見込みのとおり。	R8.4.20
15	<b>業務の内容(施工)について</b>	後日回答	
16	<b>業務の内容(施工)について</b> 電動昇降装置については撤去と記載が御座いますが、制御盤,制御線の配管は残置で良いでしょうか。	・お見込みのとおり。	R8.4.20

**公共施設照明LED化業務委託(債務負担行為)  
募集要領等への質問回答**

	質問	回答	回答公表日
17	<p><b>業務の内容(施工)について</b> 受注後に貴市や施設管理者様と協議して要項記載以外の施工可能日があった場合に作業の実施は可能でしょうか。</p>	<p>・回答No.18を参照のこと。</p>	R8.4.20
18	<p><b>業務の内容(施工)について</b> 長期休み、土日祝日、夜間での施工にあたり、貴市の指定する警備員を配置する必要があるでしょうか。また、必要な場合、その費用は貴市と受託事業者のどちらの負担になりますでしょうか。</p>	<p>・仕様書4ページ[5]-③-(ネ)のとおり、現場作業時間は施設担当者との協議の上で決定するものであり、休館日・休館時間での作業の可否や、警備員や誘導員の配置、施設管理者の立ち合いの要否等についても、施設担当者との協議で決定すること。 ・なお、警備員や誘導員の配置が必要となった場合は、原則として受託事業者の負担とする。</p>	R8.4.20
19	<p><b>業務の内容(施工)について</b> 施設クローズ時の作業になりますが、貴市の指定する警備会社の誘導員を配置する必要があるでしょうか。必要な場合、その費用は貴市と受託事業者のどちらの負担になりますでしょうか。</p>	<p>・回答No.18を参照のこと。</p>	R8.4.20
20	<p><b>業務の内容(施工)について</b> 下面ルーバ付き既設蛍光灯は、パソコンモニターなどへの映り込みも現状考えにくいことから、更新にあたって一般型(ライトバータイプ、ルーバ無し)としてもよろしいでしょうか。</p>	<p>・一般型(ライトバータイプ、ルーバ無し)での更新も可とする。なお、詳細については、受託後、協議により決定するものとする。</p>	R8.4.20

**公共施設照明LED化業務委託(債務負担行為)  
募集要領等への質問回答**

	質問	回答	回答公表日
21	<p><b>業務の内容(施工)について</b> 既存の照明設備の中で、調光機能(有線・無線等)を有する施設がございましたら、配線図及び運用状況(連続・段調光等)を御教示願います。</p>	<p>・現況に合わせることを想定しており、既存図面等の貸与又は閲覧については募集要領4ページ[15]、現場調査については募集要領5ページ[17]～[18]のとおり。 なお、詳細については、受託後、協議により決定するものとする。</p>	R8.4.20
22	<p><b>委託料について</b> 提案書に記載した見積書と受託後に現場調査を経て作成した見積書に乖離が生じることが予想されます。その場合は、合理的な理由があれば、変更等の協議は可能、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおり。</p>	R8.4.20
23	<p><b>業務の内容(施工)について</b> 避難口誘導灯・通路誘導灯で火災報知器等と連動している設備については、公募資料の照明器具リストからの判断は困難です。提案時は一般形の非難誘導灯・通路誘導灯器具で提案を行い、受注後の現地調査で判明した場合は、別途協議という解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおり。</p>	R8.4.20
24	<p><b>様式6「業務実績」について</b> 提案書様式6の業務実績は、ESCO契約の場合、締結し工事竣工したもの、という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおり。</p>	R8.4.20

**公共施設照明LED化業務委託(債務負担行為)  
募集要領等への質問回答**

	質問	回答	回答公表日
25	<p><b>様式6「業務実績」について</b>                      提案書様式6の業務実績に添付する契約書の写しは、個人情報等含まれるため、事業名・契約者及び金額が判断できるページのみでよろしいでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおり。</p>	R8.4.20
26	<p><b>契約保証金について</b>                      契約保証金は、免除という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・契約保証金の免除については、「松山市契約規則(平成20年3月24日規則第11号)」第42条に定めるとおりであり、本業務については(参考資料ア)契約約款(案)第5条のとおりとする。</p>	R8.4.20
27	<p><b>損害賠償について</b>                      本事業の契約によって生じる損害賠償の範囲については、二次損害(逸失利益等の間接損害)は含まないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>・(参考資料ア)契約約款(案)を公表しているが、“案”として提示しているものであり、本業務によって生じる損害賠償の範囲を含め、契約内容は契約締結時に両者協議により最終決定する。</p>	R8.4.20
28	<p><b>業務の内容(設計)について</b>                      設計図面に企画・設計役割の押印が必要でしょうか。</p>	<p>・設計図面への押印は不要とする。</p>	R8.4.20

**公共施設照明LED化業務委託(債務負担行為)  
募集要領等への質問回答**

	質問	回答	回答公表日
29	<p><b>参加資格要件(資格)について</b>            企画・設計役割として、「設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者が所属」すること、とありますが、法人格を有するA設計事務所にはこれらの有資格者がおりません。そこで、当該設計事務所が法人格のない個人のB氏に業務委託をすることで、企画・設計役割として参画したいと考えております。技術的な監修を目的とするのであれば、実質的に要件を満たすと考えますが、認めていただけないでしょうか。</p>	<p>・募集要領2ページ[8-3]-①のとおりとする。            ・なお、参加資格要件を満たさない者からの参加については、募集要領9ページ[24]-②に該当するものとして失格とする。</p>	R8.4.20
30	<p><b>監理技術者について</b>            施工役割が2社(A社とB社)の場合、グループ内の監理技術者は合計1名でよろしいでしょうか。</p>	<p>・監理技術者は、回答No.1のとおり、建設業法の規定に基づき配置するものである。            ・施工役割の構成員が2者いる場合、各構成員が監理技術者を配置する必要があるか否かは、建設業法の規定に基づき判断すること。            ・なお、施工役割が2者以上いる場合、「様式5 業務執行体制」で各構成員の役割分担を明示すること。            ・業務執行体制については、(別紙3)評価基準書[1]-②の評価の参考となるものであることを申し添える。</p>	R8.4.23
31	<p><b>監理技術者について</b>            仮に2社=各社1名選出し合計2名が必要な場合、R9の工事はA社のみ実施のためA社より1名専任します。R10の工事はB社のみ実施のためB社より1名専任します。その場合、常に工事期間中はグループ1名専任があるので問題ないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>・募集要領[8-1]~[8-4]の参加資格要件並びに仕様書[7]業務の実施体制を遵守した上であれば、グループの構成や監理技術者等の技術者の配置計画は参加者の提案によるものとする。            ・ご質問の例については、参加資格要件や建設業法等の関係法令を遵守できているのであれば、提案可能と解して差し支えない。その場合、「様式5 業務執行体制」で上記募集要領・仕様書の該当項目が遵守できていることがわかるよう明示すること。            ・なお、業務執行体制(グループ構成や構成員の実績、監理技術者の能力や配置計画等)は、(別紙3)評価基準書[1]-②の評価の参考となるものであることを申し添える。</p>	R8.4.23